

令和3年度 横浜市保育所等利用案内

※この利用案内の他に、各区の利用案内等を参照してください。

この案内の保育所等とは、

- ①認可保育所 ②認定こども園（保育利用） ③家庭的保育事業 ④小規模保育事業
⑤事業所内保育事業（地域枠）等の施設・事業のことです。

この案内には、横浜市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

もくじ

1	はじめに確認していただきたいこと（重要）	P2	12	利用者負担額等について	P24
2	利用できる保育所等について	P3	13	こんなときは必ず申請してください	P28
3	保育所等の利用ができる方	P4	14	保育所等の利用に関するQ&A	P30
4	手続きの流れ	P5	15	延長保育について	P32
5	給付認定申請について	P6	16	給食について	P32
6	利用申請・締切日について	P9	17	利用開始後の確認事項	P33
7	利用申請にあたって 確認していただきたいこと	P12	18	横浜保育室について	P34
8	利用調整について	P13	19	幼稚園・認定こども園での 預かり保育について	P35
9	申請に必要な書類	P15	20	その他の保育サービス	P36
10	マイナンバーの提出について	P18	21	休日保育・休日の一時保育について	P37
11	令和3年度 横浜市給付認定及び 利用調整に関する基準（抜粋編集）	P19	22	市立保育所の民間移管について	P38
			23	お問合せ先	P40

令和3年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和2年（2020年）4月2日～
1歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
2歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
3歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
4歳児	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日
5歳児	平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日

1 はじめに確認していただきたいこと（重要）

1. 保育所等の見学

申請の前に原則、利用を希望する保育所等を見学し、利用が決まった場合に通えるか、条件や送り迎えが可能か等を確認してください。見学については、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。

2. 利用料以外の費用、給食等の保護者負担（※保育所等へ確認してください。）

● 利用料以外の費用負担

認定こども園では、利用料（P24）のほかに入園料等の負担があります。それ以外の保育所等でも、制服や遠足、給食などの費用として、利用料以外の実費負担が発生する場合があります。

● 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）の給食（P32）

地域型保育事業での給食では、施設内での調理または外部搬入した食事を提供します。ただし、家庭的保育事業では、お弁当を家庭から持参していただくことがあります。

3. 短縮（慣らし）保育について

短縮（慣らし）保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。短縮保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なります。事前に保育所等へ必ず確認してください。

なお、利用開始日より前に短縮保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

4. 土曜日の共同保育について

他の保育所等と共同で土曜日の保育を行っている保育所等があります。

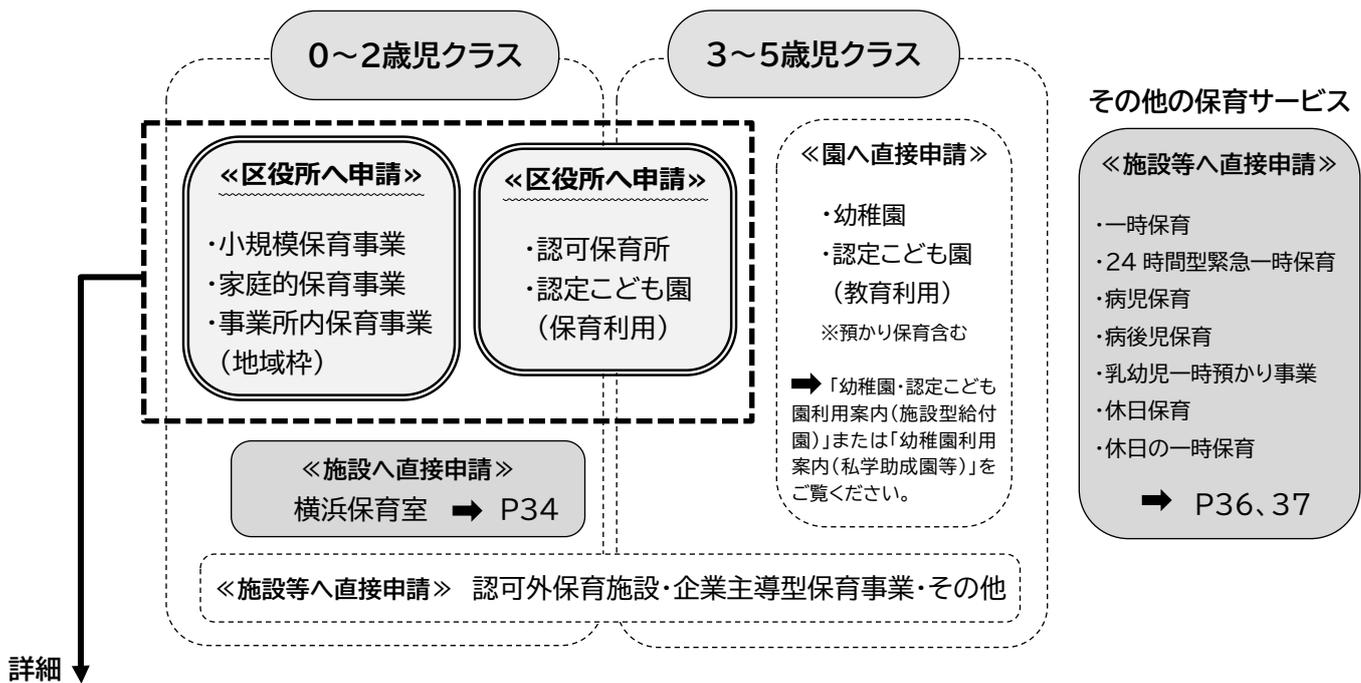
そのため、土曜日の保育は他の保育所等を利用していただく場合等がありますので、見学の時などに、利用を希望する保育所等へお問い合わせください。

5. 特別な支援を必要とするお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ず相談してください。

また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、「利用申請書（保育所等用）」に記入してください。

2 利用できる保育所等について



保育所等		対象年齢	定員	申請先	利用料 (P24～27)	給食 (P32)
認可保育所 …保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。横浜市の認可保育所には、横浜市が設置する市立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。		0～5歳児	20名以上	お住まいの区の区役所	市民税を基に算定（※認定こども園は、利用料の他に入園料等がかかる場合があります。）利用料以外にも、制服代、遠足代等の実費負担がかかる場合があります。	3歳未満児は主食と副食の完全給食、3歳以上児は副食給食を実施している場合もあります。
認定こども園（保育利用） …教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。						
地域型保育事業	小規模保育事業 …定員が比較的小さな施設であり、A型、B型、C型の3つの類型があります。規模の特性を生かした保育を実施しています。	0～2歳児	A型・B型 6～19名	お住まいの区の区役所 子ども家庭支援課	市民税を基に算定（※認定こども園は、利用料の他に入園料等がかかる場合があります。）利用料以外にも、制服代、遠足代等の実費負担がかかる場合があります。	原則、施設内で給食調理（一部外部搬入あり） ※家庭的保育事業は、お弁当持参の場合もあります。
	家庭的保育事業 …家庭的保育者（家庭保育福祉員）が家庭的な雰囲気の中で保育します。		3～5名			
	事業所内保育事業（地域枠） …会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。		各事業所内施設による			

「地域型保育事業の卒園児の進級先について」

上図の地域型保育事業の各施設は、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定します。連携施設は、地域型保育事業に対し、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の進級先の確保」等の支援を行います。ただし、「卒園後の進級先の確保」は設定されていない場合もあります。

連携施設への進級を希望する場合、連携受入枠より進級希望者が多いときには、進級希望者の中で利用調整等選考を行います。また、連携施設に進級しない場合、卒園時の新規申請において、ランクを1つ引き上げ、調整指数に5を付加して利用調整します。

※ 上記以外にも、保育所等の環境や保育内容、利用料以外の実費徴収等について各保育所等により特色がありますので、詳細については各保育所等にお問い合わせください。

3 保育所等の利用ができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。(P19、20)

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき(求職中) ^{※2}	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき ^{※3}	最長、就学前まで

月64時間以上の条件がある事由について

1週の時間をひと月の時間に換算する必要がある場合は、【1週の時間×4.3倍[※]】とします。

※4.3という数値は「年365日÷12か月÷週7日」から計算しています。

(例) 1週の就労時間が15時間の場合、ひと月の就労時間は、64.5時間(15時間×4.3倍)となります。

※1 出産事由の認定の有効期間について

- ・ 出産事由における給付認定の有効期間は、出産または出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

(例) 出産予定日が9月1日の場合、「出産予定日から起算して8週間前の日」は7月8日、「出産予定日から起算して8週間後の日の翌日」は10月27日であるため、認定期間は7月1日～10月31日となります。

- ・ 多胎妊娠の場合は、出産または出産予定日の前14週間、後8週間となります。

※2 求職中の認定について

認定期間内に月64時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、保育所等が利用できなくなります。

※3 育児休業中に利用申請(転園申請含む)される方へ

- ・ 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申請となります。

- ・ 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。

(例えば4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず、育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。)

- ・ 復職証明書は復職後に雇用主(事業主)に記入してもらった上で、復職後2週間以内に提出してください。
- ・ きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの保育所等の利用が決まった場合でも復職が必要です。

4 手続きの流れ

申請書類の提出

- 締切日までに、給付認定と保育所等利用の申請を行います。
提出先や締切日、必要書類などは以下のページを確認してください。

- ・ P 6～8 給付認定申請について
- ・ P 9～11 利用申請・締切日について
- ・ P 15～18 申請に必要な書類

- 利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。(P12(3))
- 申請中に、家庭状況や就労状況、保育所等の希望変更があった場合は、必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課に必要な書類を提出してください。(P28、29)

「給付認定決定通知書」の交付

- お住まいの区の区役所こども家庭支援課から「給付認定決定通知書」が交付されます。

利用調整

※詳しくはP13、14をご確認ください。

- 申請者の希望や保育所等の状況などにより、横浜市が利用調整を行います。

ご希望の保育所等に利用が決まらなかった場合（保留）

- 利用調整の結果、申請者数が受入可能数を上回り、ご希望の保育所等に利用が決まらなかった場合には、お住まいの区の区役所こども家庭支援課から「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（保留通知書）が交付されます。
- 保留となった場合は、希望の保育所等の利用申請者として登録され、**利用が内定するまで、翌月以降も利用調整の対象となります（令和4年3月まで）***。
なお、**令和4年4月以降も保育所等の利用を希望する場合には、改めて申請が必要となります。**
※ 利用希望保育所等の追加がない場合は、以降、保留通知書は交付されません。

ご希望の保育所等に利用が決まった場合（利用内定）

- ご希望の保育所等の利用が内定した場合、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課から「施設・事業利用調整結果通知書」が交付されます。

保育所等との利用契約

- 必要な手続きなど、電話や郵便等で保育所等のある区の区役所こども家庭支援課から案内があります。
- 保育所等から、利用する際に必要な事項の説明を受けてください。
- 「給付認定決定通知書」を保育所等に提示し、利用契約を結びます。（私立保育所は契約の手続きはありません。）

「利用料通知書」の交付

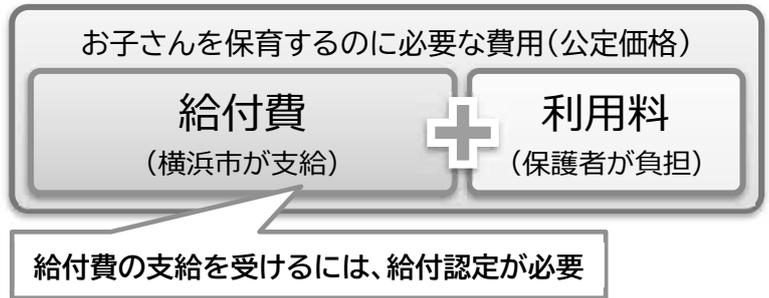
- 保育所等のある区の区役所こども家庭支援課から「利用料通知書」が交付されます。
（令和3年4月利用開始の方は、3月下旬に交付される予定です。）
- ・ P 24～27 利用者負担額等について

保育所等利用開始

5 給付認定申請について

(1) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）における「子どものための教育・保育給付」では、保育所等を利用する際に必要な費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用料を除いた額について、横浜市が給付費を保護者に支給します。（実際には、法定代理受領により、保育所等に給付費が支払われます。）給付費の支給を受けるためには、保護者が横浜市から子どものための教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受ける必要があります。



(2) 給付認定保護者

給付認定を受けるためには、保護者のうち 1 人が給付認定申請を行います。審査の結果、給付認定を受けることとなった場合、申請を行った保護者が「給付認定保護者」となります。（保育の必要性の審査については、保護者全員が対象となります。）

【給付認定保護者とは】

- 給付認定や保育所等の利用に関して申請（届出）する際、申請者（届出者）となります。
- 原則、書類内容等について確認等がある場合、「給付認定保護者」へ連絡をとりまします。
- 原則、申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「給付認定保護者」となります。
- 保育所等の利用契約の相手方となります。
- 原則、横浜市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- 利用料の支払義務が発生します。（口座振替は別の方の口座でも利用可能です。）

※ きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

※ 給付認定保護者を変更する場合は、別途手続きが必要となります。

(3) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、横浜市が給付認定申請書を受け付けた日から 30 日以内に、給付認定決定通知書[※]が交付されます。ただし、令和 3 年 4 月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締切日までに提出された給付認定申請の結果は令和 3 年 3 月までに交付します。

※ 給付認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間、保育を必要とする事由、保育必要量等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は、給付認定変更決定通知書が交付されます。紛失した場合は、各区の区役所こども家庭支援課へ申請することにより再交付が可能です。（子ども・子育て支援法施行規則の改正を受け、横浜市では原則、支給認定証を交付していません。支給認定証の交付を希望される方は、給付認定の決定後に各区の区役所こども家庭支援課に申請してください。）

(4) 認定区分

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第 19 条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第 30 条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第 19 条 2号認定／3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第 30 条の4 2号認定／3号認定	施設等利用給付認定	あり

教育・保育給付認定（ア、ウ）は、保育所等や幼稚園（施設型給付園）、認定こども園を利用する際に支給される「子どものための教育・保育給付」を受けるための認定です。保育の必要性がない場合には「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」に認定区分が分かります。

保育所等を利用するには、区分ウ「法第 19 条 2号認定／3号認定」を受ける必要があります。

(5) 保育必要量（保育標準時間、保育短時間）について

法第 19 条 2号認定／3号認定では、給付費を支給する保育の量として「保育必要量」も認定します。保育必要量は「保育標準時間（1日11時間まで）」と「保育短時間（1日8時間まで）」に区分されます。例えば、月 120 時間以上（通勤時間等を含みます。給付認定申請書に正確に記入してください。）の就労・就学で保育を必要とする場合、保育標準時間に認定されます。

保育必要量（保育標準時間、保育短時間）は複数の事由を考慮し判定します。複数の事由を合わせて保育標準時間となる場合は、給付認定申請書に正確に記入してください。（それぞれの事由について、保育が必要であることを証明する書類の添付が必要です。）

※ 保育の必要性の認定や保育所等の利用調整は主たる事由で行います。例えば、主たる事由が就労の場合、就労（予定）証明書等に記載された就労時間や就労実績（日数）等により利用調整のランク付けや調整指数の判定を行います。

保育を必要とする事由に応じた保育必要量

保育を必要とする事由	保育必要量
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	標準時間（月 120 時間以上の場合） 短時間（月 64 時間以上の場合）
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	標準時間（希望により短時間も可）
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	標準時間または短時間（申請による）
病人や障害者を月 64 時間以上介護しているとき	標準時間または短時間（申請による）
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	標準時間（希望により短時間も可）
仕事を探しているとき（求職中）	短時間
大学や職業訓練校などに月 64 時間以上通っているとき	標準時間（月 120 時間以上の場合） 短時間（月 64 時間以上の場合）
虐待や配偶者等からの DV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	標準時間（希望により短時間も可）
育児休業中に利用を継続しているとき	短時間

月 64 時間以上の条件がある事由について

1 週の時間をひと月の時間に換算する必要がある場合は、【1 週の時間×4.3 倍】とします。

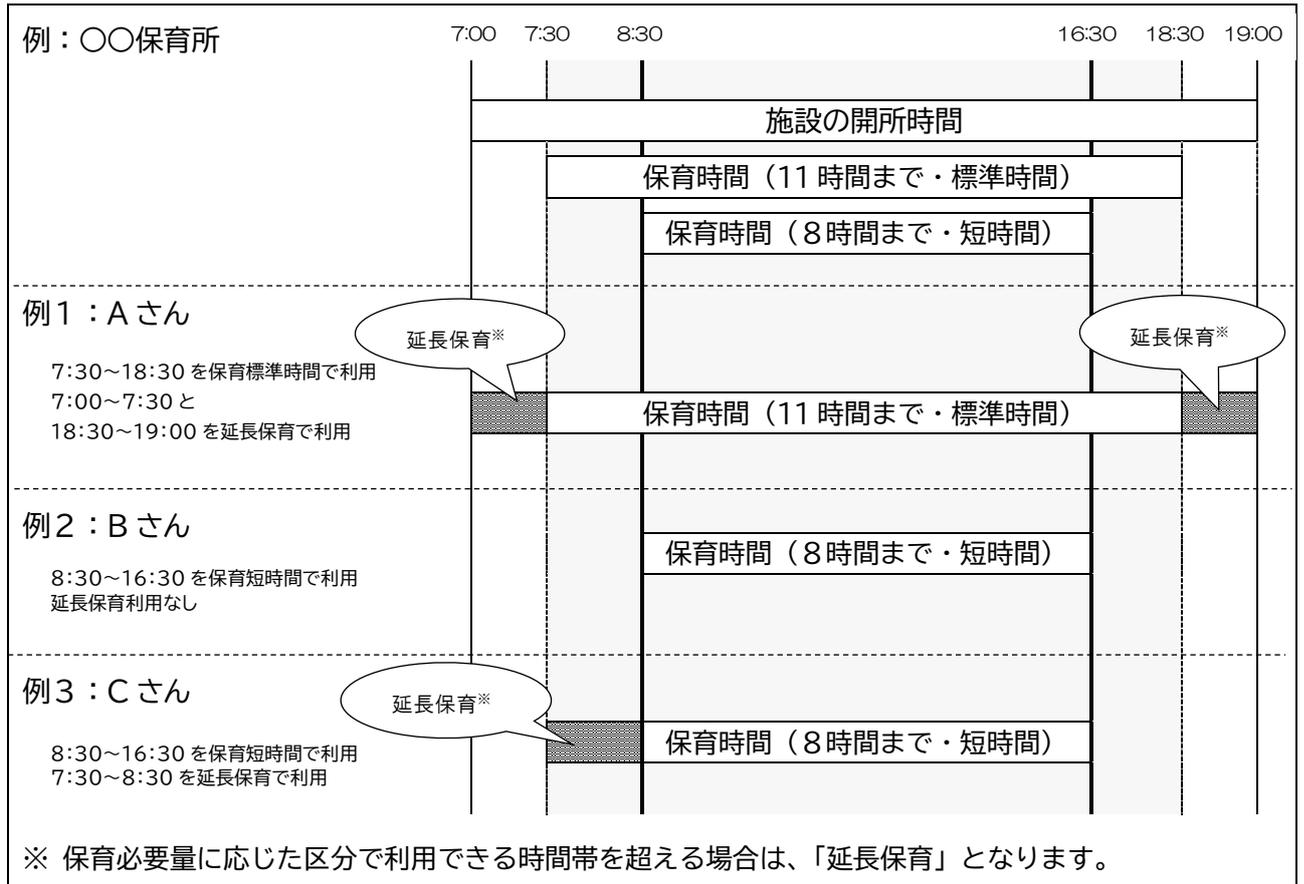
(6) 保育時間（保育所等を利用する時間）

開所時間帯および保育時間は、各保育所等で異なります。各保育所等にお問い合わせいただくか、各区の施設・事業一覧表で確認してください。「保育標準時間（1日11時間まで）」「保育短時間（1日8時間まで）」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。

なお、認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。子どもの育成上の配慮の観点等から、保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いします。

また、開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は延長保育（P32）となります。

《保育時間イメージ》



6 利用申請・締切日について

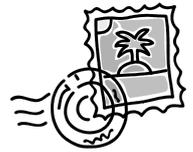
保育所等の利用を希望する方は、給付認定申請に加え、利用申請を行っていただく必要があります。必要書類（P15～18）をそろえてお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請してください。申請締切日は、保育所等の利用を希望する月により異なります。

なお、利用を希望する保育所等が複数の区にわたる場合でも、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に一括で申請してください。（利用内定後のお問合せや書類の提出は保育所等のある区の区役所こども家庭支援課までお願いします。）

(1) 令和3年4月1日からの利用を希望する場合

一次申請

原則、専用封筒による郵送申請（認定・利用調整事務センター宛）となります。
（郵送の記録を残したい場合には、特定記録郵便等の方法があります。）
お住まいの区によって、申請締切日が異なりますので、注意してください。
郵送締切後は各区の定める窓口受付日に申請してください。



郵送申請の場合

申請開始日	申請締切日（消印有効）	お住まいの区
令和2年10月12日(月)	令和2年11月2日(月)	鶴見区、神奈川区、港南区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、栄区、戸塚区、瀬谷区
	令和2年11月9日(月)	西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

「認定・利用調整事務センター」へ郵送で申請された方には、「利用申請された皆様へ」を12月中旬までに郵送でお送りしています。

窓口申請の場合

受付日	申請最終締切日	備考
それぞれの区で窓口受付日を指定させていただく場合があります。各区の定める窓口申請締切日までに提出してください。	令和2年11月16日(月)	詳しくは各区の利用案内等をご確認ください。

二次申請

一次利用調整後、なお定員に満たなかった場合や内定者の辞退で空きができた場合などに、二次利用調整を行います。

一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象となります。（詳しくは、P13を確認してください。）

二次申請は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課宛に提出してください。

申請開始日	申請締切日	申請方法	備考
令和3年1月4日(月)	令和3年2月10日(水)	郵送	締切日必着 ※ 郵送受付は行っていない区もあります。
		窓口	お住まいの区の区役所こども家庭支援課の窓口へ提出してください。

(2) 年度途中（令和3年5月以降）の利用を希望する場合

利用を希望する月により申請期間が異なります。利用開始日は原則、各月1日です。

郵送の場合は締切日必着、窓口の場合は締切日までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に申請してください。

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和3年 5月	令和3年 3月 11日 (木)	令和3年 4月 9日 (金)
令和3年 6月	令和3年 4月 12日 (月)	令和3年 5月 10日 (月)
令和3年 7月	令和3年 5月 11日 (火)	令和3年 6月 10日 (木)
令和3年 8月	令和3年 6月 11日 (金)	令和3年 7月 9日 (金)
令和3年 9月	令和3年 7月 12日 (月)	令和3年 8月 10日 (火)
令和3年 10月	令和3年 8月 12日 (木)	令和3年 9月 10日 (金)
令和3年 11月	令和3年 9月 13日 (月)	令和3年 10月 8日 (金)
令和3年 12月	令和3年 10月 12日 (火)	令和3年 11月 10日 (水)
令和4年 1月	令和3年 11月 11日 (木)	令和3年 12月 10日 (金)
令和4年 2月	令和3年 12月 13日 (月)	令和4年 1月 7日 (金)
令和4年 3月	令和4年 1月 11日 (火)	令和4年 2月 10日 (木)

※ 土日・祝日は除きます。郵送受付は行わず窓口受付のみの区もありますので、受付方法は各区へお問い合わせください。

(3) 出生前に利用申請をする方 ※4月一次申請に限ります。

これから出産予定の方で、令和3年4月1日から0歳児クラスの利用を希望する方は、出生前に仮の申請をすることができます。ただし、令和3年2月3日（水）までに出生し、出生後令和3年2月10日（水）までに区役所こども家庭支援課に正式申請が必要です。正式申請を行わなかった場合は、利用調整の対象にはなりません。詳しい手続きについては、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に確認してください。0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もありますので、注意してください。

申請書作成ツールがお使いいただけます！

一部の申請書類について、インターネット上で作成できるようになりました！

※ 作成にあたっては国が整備するマイナンバーポータルサイト「ぴったりサービス」を利用しますが、マイナンバーカードをご用意いただく必要はございません。



まずは横浜市ウェブサイトから、作成サイト（マイナポータル）にアクセス！ 申請する人の情報などを入力しよう。

もう手書きしなくても大丈夫！
パソコンやタブレットを使って
作れるようになったよ！



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

次は申請書作成画面で、必要な情報を入力してね。
申請書を作る時は、「申請書を見ながら入力」ボタンを
押すと、申請書全体を見ながら入力ができて便利！

目 申請書を見ながら入力



あとは印刷、申請者氏名を自署または記名押印して必要書類と
一緒に提出！作った申請書は保存もできて安心♪
入力した個人情報はサイト上に残らないよ！



詳しくは横浜市ウェブサイト(P40)でご案内しています。

【お問い合わせ】マイナポータルについて…マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

※平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

(4) 市外の保育所等への申請・市外からの申請について

ア 横浜市内にお住まいの方（横浜市外の保育所等の利用を希望する場合）

必要書類	申請締切日	申請場所
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類（P15～18） ・その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類 	遅くとも該当市区町村の申請締切日の <u>一週間前まで</u>	お住まいの区の区役所 こども家庭支援課の <u>窓口</u> (郵送による申請はできません。)

※申請締切日やその他必要書類は、あらかじめご自身で希望先の保育所等のある市区町村に確認してください。

イ 横浜市外にお住まいの方（横浜市内の保育所等の利用を希望する場合）

① 利用開始日の前日までに、横浜市に転入する予定がある場合

必要書類	申請締切日	申請場所
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類（P15～18） ・横浜市に転入することが分かる書類（P16） 	横浜市の申請締切日の <u>一週間程度前まで</u>	現在お住まいの市区町村

※申請締切日やその他必要書類は、必ずお住まいの市区町村に確認してください。

利用開始日の前日までに横浜市に転入する予定があり、横浜市に転入することが分かる書類（P16）が提出できた場合には、利用調整上、横浜市内在住者と同等の取扱いとなります。また、4月申請については、一次利用調整からの対象となります。なお、提出できない場合は、②利用開始日の前日までに、横浜市に転入する予定がない場合と同様の取扱いとなります。

② 利用開始日の前日までに、横浜市に転入する予定がない場合

4月申請の場合は、二次利用調整からの対象となります。

必要書類	申請締切日	申請場所
<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類(P15～18) 	横浜市の申請締切日の <u>一週間程度前まで</u>	現在お住まいの市区町村

※申請締切日やその他必要書類は、必ずお住まいの市区町村に確認してください。

- 横浜市内の保育所等の利用調整については、横浜市の基準に基づいて優先順位を判定するため、可能な限り横浜市の様式も提出してください。必要項目が確認できない場合、優先順位が下がる可能性があります。
- 横浜市に転入する予定がある方については、転入後、横浜市で給付認定申請（保留中の方は、併せて利用申請）を行っていただく必要があります。

7 利用申請にあたって確認していただきたいこと

(1) 複数の保育所等を希望している場合

複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となり、以降利用調整は行われません。内定後に他の保育所等を希望する場合には改めて申請が必要です。

(2) 利用申請中（保育所等の利用が決まっていない場合等）の変更の手続き（P28、29）

家庭の状況や保育を必要とする状況、利用希望保育所等、給付認定申請や利用申請の内容に変更があった場合には、手続きが必要です。お住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください。変更の申請は、利用申請締切日までに行ってください。申請を行っていただくことにより、利用調整のランク等が変更となる場合があります。

- 例) ・就労開始後の実績が記入された「就労（予定）証明書」の提出があった場合
・認可保育所等を利用する前に横浜保育室や認可外保育施設などの利用を開始し、「在園証明書」の提出があった場合

(3) 利用申請を取り下げる場合（利用希望保育所等を一部取下げる場合も含まれます）

申請は年度内有効のため、利用申請の希望がなくなった場合は、申請の取り下げが必要です。速やかにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を必ず提出してください。

利用開始月	取下締切日	
令和3年4月	一次申請	令和2年12月28日（月）
	二次申請	令和3年2月22日（月）
令和3年5月以降（年度途中申請）	各月の利用申請締切日（P10）	

(4) 利用申請中に横浜市外へ転出する方

横浜市外へ転出する場合、利用申請の取り下げが必要です。保育所等の利用を希望される場合は、転出先の市区町村で再度申請していただく必要があります。また、転出後も横浜市内の保育所等の利用を希望される場合は、4月申請については、二次利用調整の対象となります（一次利用調整の対象にはなりません）。なお、転出先の市区町村での保育所等への利用申請の取扱いにつきましては、転出先の市区町村へお問い合わせください。

(5) 令和2年度の申請と、令和3年4月の申請を両方している方

令和3年4月からの利用申請をした後、令和2年12月～令和3年3月からの利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和3年4月からの利用申請の取り下げが必要です。

(6) 転園申請をする方・転園申請をしている方

転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。

元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要となりますので、注意してください。

（転園が必要なくなった場合の手続きは、「(3)利用申請を取り下げる場合」を参照してください。）

(7) 利用内定後に辞退する場合

保育所等の内定した後、やむを得ず辞退する場合には、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に「利用取消申請書」を速やかに提出してください。提出が遅れると提出日までの利用料がかかる場合があります。また、今後、給付認定が必要ない場合には、「認定取消申請書」を提出してください。速やかに手続きしていただくことにより、貴重な利用枠を他の申請者にご案内することができます。なお、改めて利用を希望する場合は、再度利用申請が必要です。

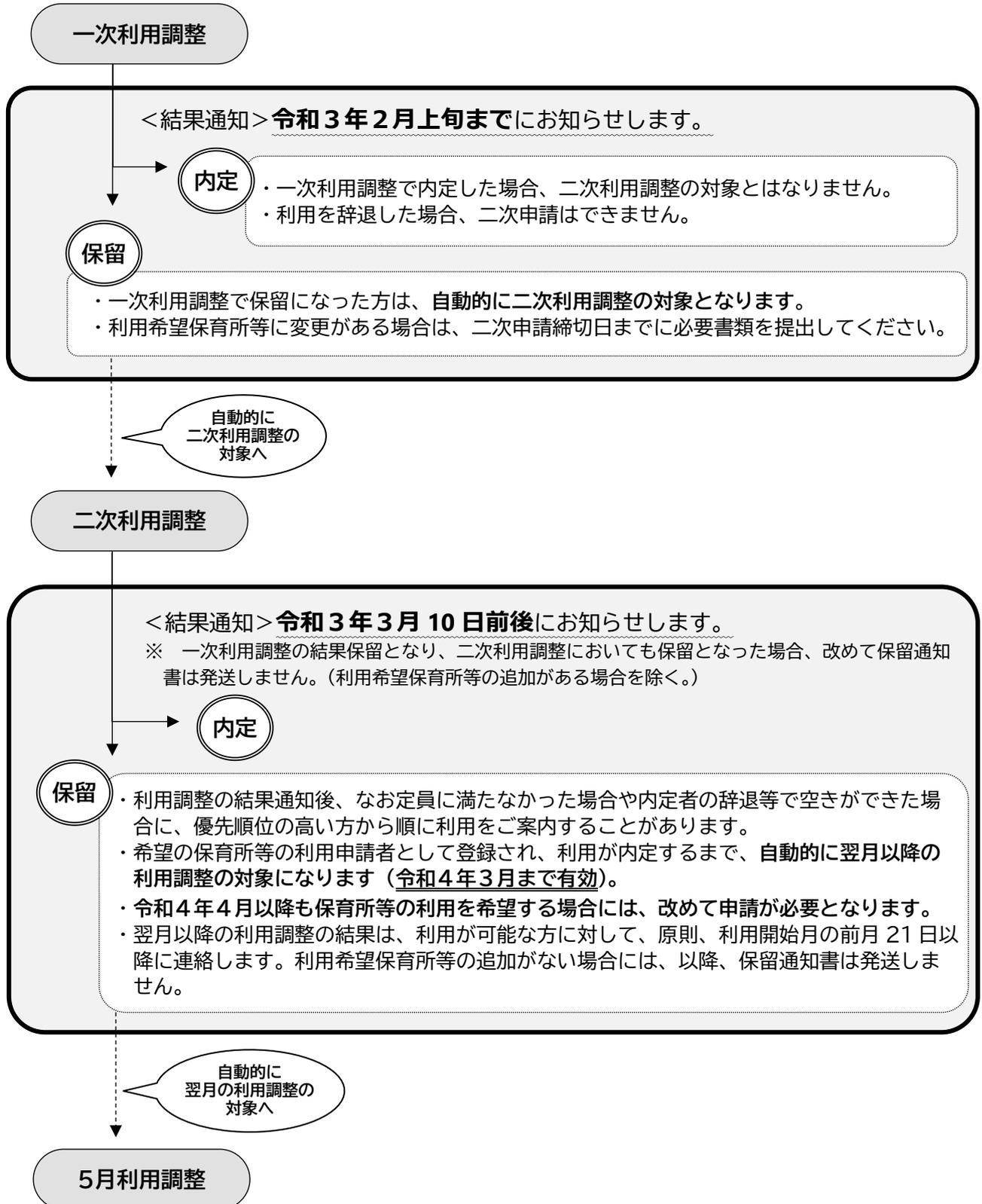
8 利用調整について

利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を横浜市が行うことです。調整にあたっては、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」(P21～23)に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。例えば、就労の場合、就労(予定)証明書等に記載された就労時間や就労実績(日数)等により利用調整のランクや調整指数の判定を行います。

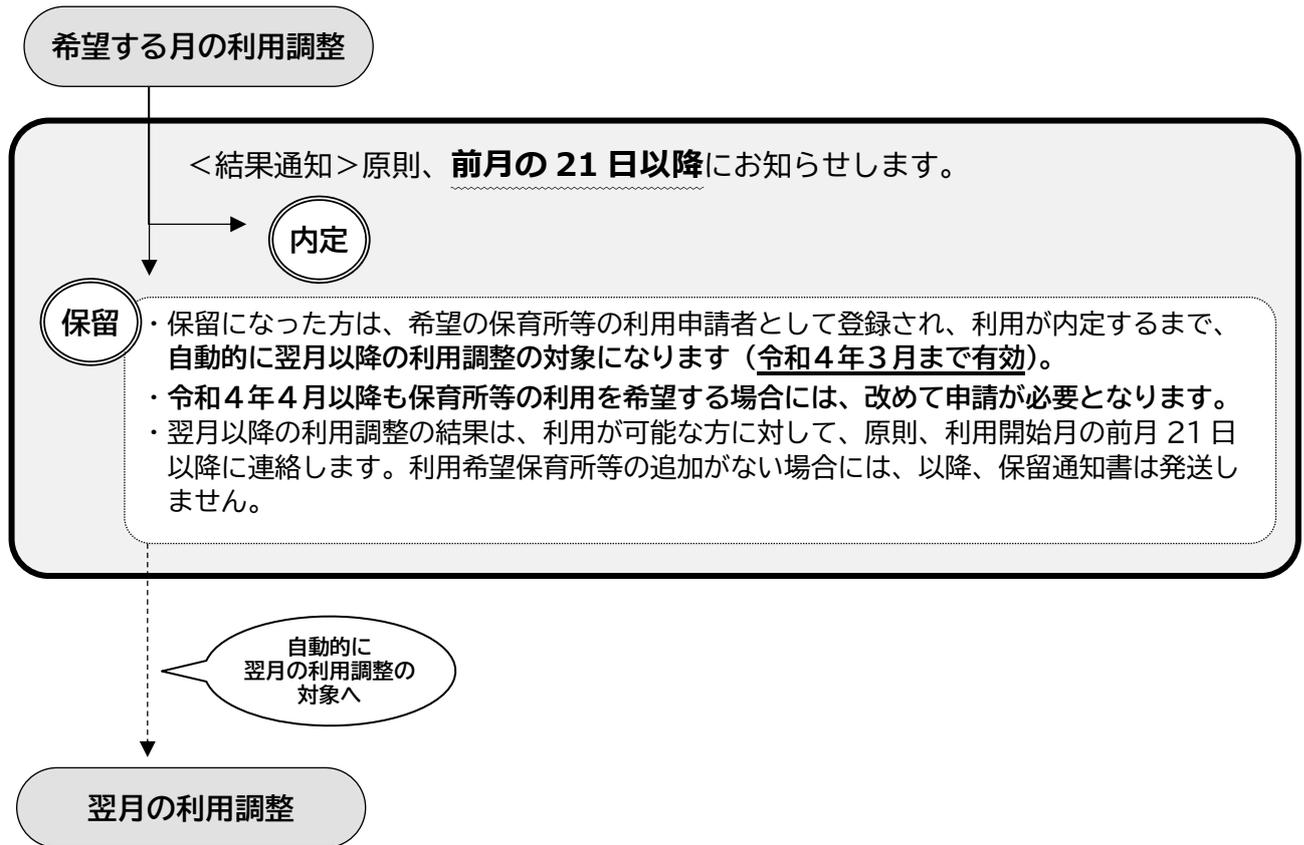
利用調整の結果は「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果(保留)通知書」(以下、「保留通知書」)によりお知らせします。

(1) 利用調整の流れ

令和3年4月利用開始の場合



年度途中（令和3年5月以降）利用開始の場合



(2) 基準日について

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。

もし、基準日以降に、保護者等の退職・転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど、世帯の状況が変わるまたはその可能性があるときは、申請前・申請後にかかわらず、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ず相談してください。(P28、29)

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、下の表のとおりです。

利用開始月	基準日	
令和3年4月	一次利用調整	令和2年9月末日
	二次利用調整	令和3年1月末日
令和3年5月以降	利用開始月（P10）の前々月の末日 例えば、6月からの利用を希望する場合、基準日は4月30日となります。	

9 申請に必要な書類

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。(提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。)

(1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A 給付認定申請書 兼認定内容確認票	必ず表・裏の両面を記入してください。
B 利用申請書 (保育所等用)	
D マイナンバー記入用紙、本人確認書類	P18をご確認のうえ、用意してください。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なりますので、次の(2)の表を確認してください。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類 ※すべての保護者について提出が必要です。

保護者の状況		必要な書類	
就労	雇用されている方 (内定の場合を含む) 自営業の方	就労(予定)証明書 ※横浜市様式令和2年10月改定版を使用してください。 ・裏面の記入要領を確認してください。 ・基準日の属する月の途中から就労開始の場合で、基準日から半年以内に他での就労実績がある方は、前職の就労(予定)証明書も提出してください。 ・基準日の翌日以降に就労開始の場合で、基準日時点で他での就労実績がある方は、前職の就労(予定)証明書も提出してください。 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。また、タイムスケジュール等、1週間の勤務時間が分かる書類も提出してください。 ・横浜市から雇用主(事業主)に連絡する場合があります。	
		出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき
病気・けが	保護者が病気・けがのとき	診断書	保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの
障害	保護者に障害があるとき	障害者手帳等*のコピー	※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー 愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護	病人や要介護者を介護しているとき	・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等*のコピー、介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール	・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
	通所(通学)の付き添いをしているとき	・通園・通学証明書 ・タイムスケジュール	・通所(通学)先の発行する証明書 ・付添いのタイムスケジュール
通学	保護者が学校に通っているとき	・在学証明書 ・時間割の分かる資料	やむを得ず時間割表が提出できない場合はタイムスケジュール

* 証明書等の提出がない場合には、求職中と同等ランク(認定期間が3か月)の取扱いとなります。
様式および記入例は、横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。(P40)

* きょうだいで同時に申請を行う場合は、一番下のお子さんに原本を、上のお子さんにコピーをそれぞれ添付してください。

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類 ※該当する事項があるか、確認してください。

世帯の状況等	必要な書類	
横浜保育室、川崎認定保育園を ・利用している方 ・卒園した方	利用している方	在園証明書または契約書のコピー等証明書類
	卒園した方	卒園証明書
	利用期間の分かる証明資料を提出してください。(一時保育の利用は提出不要です。)	
地域型保育事業、認可乳児保育所を ・利用している方 ・卒園した方	利用している方	在園証明書または契約書のコピー等証明書類
	卒園した方	卒園証明書
	利用期間の分かる証明資料を提出してください。 ※以下の方は証明資料の提出は不要です。 ・横浜市内の地域型保育事業等を利用または卒園した方 ・横浜市で認定を受け、横浜市外の地域型保育事業等を利用または卒園した方	
上記以外(認可外保育施設、ベビーホテル、幼稚園等)を有償で利用している方	在園証明書または契約書のコピー等証明書類 利用期間・利用頻度・利用料等の分かる書類を提出してください。 (一時保育の利用は提出不要です。)	
申請児童の弟、妹の産前産後休業、育児休業の取得により保育所・横浜保育室等を退園し、復職のため再度申請をする方	在園証明書等 利用期間の分かる証明資料を提出してください。 ※以下の方は証明資料の提出は不要です。 横浜市で認定を受け、認可保育所・認定こども園・認可乳児保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業等を退園した方	
申請日時点では横浜市外に住んでいるが、利用開始日の前日までに横浜市に転入する方(P11)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸契約書のコピー ・不動産売買契約書のコピー ・工事請負契約書のコピー 等 上記のうち、横浜市への転入時期および転入後の住所が分かる資料を提出してください。	
出生前に利用申請をする方 ※ 4月一次申請に限ります。(P10)	母子健康手帳のコピー(表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ) P15の「(2) 保育を必要とすることを証明する書類」も提出してください。	
生計中心者が失業している場合 ※ 利用開始日の前1年以内の離職に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・離職票のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・退職証明書のコピー 等 離職年月日の分かるいずれかの書類を提出してください。	
横浜市内在住の保育士資格を有する保護者が横浜市内の保育所等または横浜保育室に従事または内定している場合(派遣職員は除く)	保育士証(または国家戦略特別区域限定保育士証)のコピー および 保育士就労に関する誓約書兼証明書(横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。)	
保育を必要とする事由が「介護」以外で、親族の介護を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を受けている方の障害者手帳等のコピー、 ・介護保険被保険者証のコピー等 ・タイムスケジュール 	
同一世帯に障害児(者)等がいる方	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	手帳のコピー
	国民年金の障害基礎年金等を受給している方	年金証書のコピー
	特別児童扶養手当を受給している方	手当証書のコピー
【施設・事業を利用する際に必要】 きょうだい児多子軽減の届け出をする方(P25(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだい児多子軽減届出書 ・在籍等証明書 	

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、必要な書類を提出してください。
 (例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。)
 証明書類については、自治体により名称が異なりますので注意してください。

利用開始希望月	状況	必要書類
令和3年4月～8月利用希望の方	令和2年1月1日現在、横浜市に住民登録がない方 ・令和2年1月2日以降に横浜市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が横浜市にない方 等	・令和2年度住民税(非)課税証明書 ※ 合計所得金額が分かるもの (令和2年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの) または ・(給与所得の方) 令和2年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ・(事業をなさっている方) 令和2年度住民税納税通知書のコピー
	平成31年(令和元年)中に海外勤務期間がある方	・平成31年(令和元年)海外収入申告書 ・平成31年(令和元年)中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類(1月～12月の12か月分) (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和3年9月～令和4年3月利用希望の方	令和3年1月1日現在、横浜市に住民登録がない方 ・令和3年1月2日以降に横浜市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が横浜市にない方 等	・令和3年度住民税(非)課税証明書 ※ 合計所得金額が分かるもの (令和3年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの) または ・(給与所得の方) 令和3年度住民税特別徴収税額通知書のコピー ・(事業をなさっている方) 令和3年度住民税納税通知書のコピー
	令和2年中に海外勤務期間がある方	・令和2年海外収入申告書 ・令和2年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類(1月～12月の12か月分) (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。

- ・あてはまる状況が複数ある場合は、証明する資料を全て提出してください。
- ・申請締切日までに住民税(非)課税証明書等の提出がない方は、利用調整で劣後する場合があります。
- ・市民税が未申告の方は、利用料が最高階層(最高額)となり、利用調整で劣後する場合があります。収入がない方であっても、原則として市民税の申告は必要となります。

《保育士の子どもの優先的取扱いについて》(P21～23)

待機児童対策として保育施設・事業の整備を進めており、保育士の確保についても喫緊の課題となっています。また、保育士確保については、特に首都圏各都市の共通課題であり、今後もさらに困難な状況になることが想定されます。

保育士のお子さんが保育所等を利用できないことが、保育士確保を困難にしていると考えられることから、横浜市内在住で、横浜市内の保育所等で働く保育士のお子さんを対象にした優先的取扱いを、平成30年4月の利用調整から導入しています。

11 令和3年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集）

I 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の事由及び保育必要量の決定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月 64 時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1 か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア 月 120 時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月 64 時間以上労働する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。) (2) 出産は妊娠 85 日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として 1 か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が (2) ～ (4) の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
4 保護者が、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として 1 か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け 1 級から 3 級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が (2) ～ (4) の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として月 64 時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月 64 時間以上付添をしているものを含む。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。	ア 月120時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。(1)に該当する場合を除く。	保育標準時間の区分とする。
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組) (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。	保育短時間の区分とする。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。

II 利用調整の優先順位

申請児童について、次の「利用調整基準」「その他の世帯状況」により、ランクを判定し、利用調整の優先順位を定めます。

「利用調整基準」

父・母が保育できない理由、状況		ランク
(基準の考え方) ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。 ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。 ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。 ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	B
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	E
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	F
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

「その他の世帯状況」

<p>1 ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士」「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p>
<p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者の失業</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合</p> <p>(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園を利用している児童が1号から2号に認定区分を変更し、引き続き当該施設の利用を希望する場合</p> <p>(9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p>

Ⅲ 複数の児童が同一ランクで並んだ場合の利用調整の優先順位

同一ランクになった場合、「調整指数一覧表」に基づき指数を確定し、利用調整の優先順位を定めます。

「調整指数一覧表」

保育の代替手段（主たる1項目のみ適用）		備考
利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
認可保育所又は認定こども園からの転園。（転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。）	-1	
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。（卒園時に育児休業を取得しており、育児休業明けで認可保育所の利用申請をする場合も含む）	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に適用します。
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を育児休業のために利用を止め、復職時に利用申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で預けている。（一時保育のみの利用や親族に有償で預けている場合は除く。）	3	・利用申請時点で保育を必要とする要件がある場合に限りです。
利用申請児童を横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。（一時保育のみの利用は除く。）	1	・原則、契約書等証明資料がある場合に限りです。
保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	

世帯の状況		備考
保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1、2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
同居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	2	
別居の親族内に身体障害者手帳3级以上・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。）又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。（在宅介護に限る。）	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りです。
継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。（施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。）	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
通信制大学、通信教育の学生である。	-1	

就労状況等（父母共に該当する場合であっても2倍しません。）		備考
認定こども園において、1号から2号に認定区分が切り替わった場合。	5	
単身赴任。	2	
両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
元のランクが「1（1） 居宅外労働（外勤・居宅外自営）のE又はF」か「1（2） 居宅内労働（内勤・居宅内自営）のF又はG」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	

ひとり親世帯等		備考
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	

保育士		備考
元のランクが「9 保育士」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。

きょうだいの状況（いずれかひとつ）		備考
多胎子が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。（きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。）	4	
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。（多胎児の同時申請を除く。）	3	

Ⅳ 複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の利用調整の優先順位

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位（①～⑩の順） ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働（内定） ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯。
3	経済的状況（合計所得金額）が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

Ⅴ 基準日

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

ただし、4月1日一次利用調整の場合については、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

Ⅵ 育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について（平成31年2月7日付 厚生労働省保育課 事務連絡）」を踏まえ、利用申請で「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合は、利用調整の優先順位を下げる取扱い（Iランク、調整指数-10、類型間の優先順位⑩求職中）を導入しました。

※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合でも、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは利用内定となります。

※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択し、保留になった場合は、翌月以降の利用調整も優先順位を下げる取扱いとなります（令和4年3月まで）。取扱いを変更される場合は、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を利用申請締切日までに提出してください。また、利用申請後に保育を必要とする状況に変更があった場合等には、保育を必要とすることを証明する書類（P15～17）を再度提出していただく必要があります。

12 利用者負担額等について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する2号認定（3歳児～5歳児クラス）のお子さんと、3号認定（0歳児～2歳児クラス）で市民税非課税世帯のお子さんの利用料は無料となっています。ただし、無償化に伴い、これまで利用料に含まれていた2号認定（3歳児～5歳児クラス）の副食費（おかず・おやつ等）については実費負担となります。

※年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額57,700円以下（ひとり親世帯等に限り77,100円以下））のお子さんと第3子以降のお子さんは実費負担が免除となります。

※3号認定（0歳児～2歳児クラス）の副食費（おかず・おやつ等）は利用料に含まれています。

(1) 利用料および副食費免除の対象の決定方法

ア 2号認定（3歳児～5歳児クラス）

お子さんの世帯の状況（市民税額・きょうだい区分）や利用施設に限らず利用料は0円となります。副食費免除の対象※判定は給付認定保護者とその配偶者の市民税所得割額ときょうだい区分によって決定します。

※【副食費免除の対象】

生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額57,700円以下（ひとり親世帯等に限り77,100円以下）の世帯（負担区分A～D4、E0～E5）、第3子以降のお子さん

イ 3号認定（0歳児～2歳児クラス）

利用料は、給付認定保護者とその配偶者の市民税所得割額により決定される「負担区分階層（A～D27）」、「利用時間区分（標準時間・短時間）」、「きょうだい区分（第1～3子）」によって決定します。利用料についてはP27<令和2年度横浜市子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）（月額）>を参考にしてください。

注意事項

- ・海外に居住しており市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額等を、市民税相当額として算定し利用料の決定および副食費免除の対象を判定します。また、市民税情報がある場合でも、国外収入がある場合は、国内外の収入を合算のうえ利用料の決定および副食費免除の対象を判定します。
- ・市民税が未申告の方や、確認するための挙証資料の提出がない場合、最高階層（D27）となります。
- ・年度の途中で3歳の誕生日を迎え、3号認定から2号認定に変更となった場合でも、その年度末までは3号認定の利用料となります。
- ・途中で保育所等を退園する場合は、在籍日数に応じた日割計算による利用料となります。
- ・延長保育料は利用料に含まれません。その他実費負担等がかかる場合があります。各負担額等については、あらかじめ保育所等によく確認してください。
- ・世帯の負担能力に著しい変化が生じ、利用料の支払が困難となる等、一定の条件を満たす場合には費用負担を軽減することがあります。（育児休業や自己都合退職、転職等は軽減の対象にはなりません。）

算定期間と対応する市民税

令和3年								令和4年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和2年度」市民税 (平成31年1月1日～令和元年12月31日までの所得)					「令和3年度」市民税 (令和2年1月1日～12月31日までの所得)						

(2) 利用料および副食費免除の対象判定に用いる市民税額

利用料および副食費免除の対象判定における「市民税所得額」は、税額控除のうち住宅借入金等特別控除等[※]の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市民税額としての所得割額と、利用料および副食費免除の対象判定に用いる所得割額が異なる場合があります。

平成30年度より都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、市民税の税率が6%から8%に変更となりましたが、利用料および副食費免除の対象の算定では、従来[※]の税率(6%)を用いて計算します(名古屋市は独自減税による従来[※]の税率(5.7%)を用いて計算します)。

なお、父母(ひとり親世帯の場合、父または母)の市民税が非課税であり、かつ月収の合計が生活保護基準に満たない場合、同居の扶養義務者(祖父母等)のうち、市民税が高い方の税額を父母の税額に合算して計算します。

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除および配当控除

《利用料および副食費免除の対象判定に用いる市民税額の計算式》

(合計所得金額(総所得金額等)－所得控除) × 市民税率6%－調整控除額－所得割の調整措置の額

(3) きょうだい区分(第1～3子)のカウント方法

きょうだい区分は、市民税所得割額(負担区分)に応じた以下の範囲内で、年齢の高い順に第1～3子(第3子以降は第3子)と数えます。

なお、お子さんが保育所等以外の多子軽減の対象の施設・事業を利用するまたは利用をやめる、転出・転入する等、状況に変更がある場合には、届出等が必要な場合があります。

市民税所得割額：57,700円以下(ひとり親世帯等に限り77,100円以下)

(負担区分：A～D4、E0～E5)

保護者と生計が同一の子等[※]であれば、年齢、利用している施設・事業に関わらずカウント対象となり、年齢の高いきょうだいから順に数えます。

※ 別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子(成人含む)は対象となります。また、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。

市民税所得割額：57,701円以上(ひとり親世帯等に限り77,101円以上)

(負担区分：D5～D27)

特定の施設・事業[※]を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に数えます。

※ 次の表のとおり、各施設・事業により、きょうだい児多子軽減届出書および在籍等証明書の提出が必要な場合があります。

特定の施設・事業	届出書の提出
幼稚園(※)、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	不要
横浜保育室、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業	必要

※ 私学助成園を利用中で、利用施設届出書を提出していないお子さんはきょうだい児多子軽減届出書および在籍等証明書の提出が必要です。

(4) ひとり親世帯等に該当する場合の利用料軽減（負担区分C～D5が対象）

ひとり親世帯等に該当する場合は負担区分が「C→E0」、「D1～D5→E1～E5」となります。

ひとり親世帯等とは、配偶者の無い者でお子さんを扶養する者の世帯（母子、父子世帯等）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。

(5) 支払方法

利用する施設・事業により、支払先・支払方法が異なります。

施設・事業		支払先	支払方法
認可保育所	私立	横浜市	原則として口座振替
	公立	保育所のある市区町村	横浜市の保育所は原則として口座振替 (横浜市以外の保育所を利用される場合は、当該市区町村へお問い合わせください。)
その他（小規模保育事業等）		施設・事業の設置者	各施設・事業が定める方法によりお支払ください。

※認可保育所を利用される方へ

- * 口座振替の申込みは、お子さんお1人につき申込書1枚を金融機関へ提出してください。登録が完了するまでは、横浜市からお送りする納付書により利用料をお支払いください。
- * 口座振替は、毎月28日に行います。（金融機関休業日の場合は翌営業日）
- * 支払方法にかかわらず、各月末の納期限までに利用料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- * 口座引き落としが残高不足等によりできなかった場合、翌月に督促状を送付します。督促状でお支払いください。

(6) 婚姻歴のないひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

寡婦（夫）控除のみなし適用は、申請により、寡婦（夫）控除を受けられた場合に算出される市民税額（負担区分）を算定します。その結果、利用料の軽減や副食費が免除となる場合があります。

対象は、現況日（所得を計算する年の12月31日）および申請日時点において、母または父がこれまで一度も婚姻したことがないひとり親で、他の人の税法上の扶養でない生計を同じくする20歳未満の子どもがいる方です。父の場合、さらに合計所得金額500万円以下など一定の要件を満たす必要があります。

なお、令和3年度分の市民税からは、婚姻歴のないひとり親家庭について、寡婦（夫）控除が適用されます。そのため、令和3年9月以降の利用料の軽減や副食費については、みなし寡婦（夫）控除の申請をしていただく必要はありません。

みなし適用の期間	所得を計算する年	現況日	市民税課税年度
令和2年9月～令和3年8月分	平成31年(令和元年)	令和元年12月31日	令和2年度

- ※ お子さんが現況日後に生まれた方は対象外です。0歳、1歳の方は注意してください。
- ※ 婚姻届はなく現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方、生活保護受給者、非課税の方、市外在住の方などは対象外です。
- ※ 寡婦（夫）控除のみなし適用は、申請前の利用料はさかのぼって適用しません。

(7) 生活保護世帯に対する補足給付事業について

利用料や副食費以外に、遠足代や制服代等、別途実費相当分を保護者に負担していただきます。その費用について、一部の費用を市が負担します。施設・事業が費用を徴収する際に本来徴収すべき額から、市が負担する額を差し引いた額を保護者に負担していただきます。施設・事業によって費用のかかるものが異なりますので、詳しくは利用する施設・事業に相談してください。

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分	第1子※		第2子※		第1子※		第2子※		
	利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分のカウント方法はP25を確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（名古屋は独自減税による5.7%の税率を用いて算出しています。）

※月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

≪3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25≫

※E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

13 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、給付認定保護者が申請・届出を行ってください。

利用状況	提出先	申請締切
・利用中の方 ・利用が決まった方	保育所等のある区の 区役所こども家庭支援課	給付認定等の変更を必要とする 開始月の前月まで
・利用(転園含む)申請中の方 ・保留中の方	お住まいの区の 区役所こども家庭支援課	申請締切日 (P9~11) まで

月の途中で認定区分や保育必要量(保育標準時間/保育短時間)の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量の適用は、原則翌月1日からとなります。そのため、その月については変更前の認定区分、保育必要量、利用料が適用となります。

主な変更の内容	提出書類		
	認定変更 申請書	その他必要な書類	
横浜市外に転居する ※ 横浜市外に転居後も横浜市内の保育所等の利用を継続したい場合は、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。(P33(3))	-	認定取消申請書 ※保育所等を利用している場合には、 利用取消申請書も提出してください。	
横浜市内で転居した	○		
世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)			
仕事をやめた(求職中になった)			
就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、 仕事を始めた、仕事が変わった など)	○	就労(予定)証明書	
保育標準時間/保育短時間を変更したい	○	就労(予定)証明書 等	
産前産後休業(出産事由の認定期間(P4の※1)) に入る	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ	
育児休業が終了し 仕事に復帰する	利用中の方・利用が決まった方	○	復職証明書
	利用申請中(保留含む)の方	○	就労(予定)証明書
	転園申請中(保留含む)の方	○	復職証明書 就労(予定)証明書
育児休業を取得した場合に、すでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき (次ページ下部コラム参照)	○	育児休業証明書 園長意見書	※ 復職証明書は 復職後に記載 し、復職後2週 間以内に提出し てください。

主な変更の内容		提出書類	
		認定変更申請書	その他必要な書類
横浜市外に居住していた方で、その市区町村で課税された市民税額に変更があった (課税年度が変わった場合を含む)	利用中の方・利用が決まった方	○	
	利用(転園含む)申請中の方・保留中の方	○	当該市区町村が発行する住民税(非)課税証明書 ※例えば、令和3年1月1日に横浜市に住民登録がなく、利用開始希望月が令和3年4月～8月の方が、8月利用開始の利用調整で内定しなかった場合は、令和3年度住民税(非)課税証明書の提出が必要です。
同じ世帯の方が身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合 (在宅の方のみ)		○	手帳のコピー
お子さんが多子軽減の対象の施設・事業を利用するまたは利用をやめる ※ 対象の施設・事業はP25(3)を確認してください。	利用する	-	きょうだい児多子軽減届出書 在籍等証明書
	利用をやめる	○	
利用申請の必要がなくなった(申請をやめたい) (P12(3))		-	利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書
利用申請の内容を変更したい 希望園を一部取下げたい(P12(3))		-	利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書
保育所等の利用をやめる(P33(4))		-	利用取消申請書
給付認定の必要がなくなった		-	認定取消申請書
転園したい(P33(2))		-	新規に申請される方と同様です。
その他家庭の状況に変化があった		○	変更内容が分かる資料

<コラム> 保護者が育児休業を取得した場合における、保育所等の利用継続について

在園児以外の子(第2子等)の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として保育所等の利用はできません。ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点から総合的に勘案したうえで、育児休業期間中において同一保育所等での利用継続を認めています。

1 保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性の事由を変更することにより、利用継続を認める場合があります。

2 児童福祉の観点による場合

(1) 保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている5歳児クラスの児童(いわゆる年長組)については、育児休業期間中の利用継続を認めます。

(2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められる場合において、育児休業期間中の利用継続を認めます。

3 利用継続できる期間

育児休業が終了する日が属する月の末日まで

14 保育所等の利用に関する Q & A

Q₁

空きのない保育所等も申請できますか？

在園児の退園等で空きが出た場合、受入可能数が変動する可能性があります。利用の希望があれば申請を行ってください。（申請締切日は、P9～11 を確認してください。）なお、利用が決まった場合に、必ず通うことができる範囲で保育所等を記入するようにしてください。

Q₂

複数の区の保育所等に利用申請をしたいのですが？

利用申請書には他の区の保育所等も含めて希望順位をつけて全て記入してください。なお、給付認定申請・利用申請はお住まいの区の区役所こども家庭支援課で受け付けます。

Q₃

第3希望まで利用申請をしましたが、どのように利用調整するのですか？
また、1つの保育所等だけの希望の場合、優先されるのでしょうか？

利用調整は保育所等ごとに行います。複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となります。そのため、利用申請書には、希望順位の高い順に、利用を希望する園を記入してください。調整の際、希望順位はランク判定等に影響しないため、第1希望の人や1つの保育所等のみの希望の人が有利になることはありません。

Q₄

基準日時点で仕事をしていて、保育所等を利用する時には出産を控えている場合や
出産後間もない場合、ランクに影響しますか？

産前産後認定期間（P4 の※1）に利用を希望する場合、基準日が就労事由であっても、利用開始後に復職しないときは、産前産後ランクとなることがあります。基準日時点と利用開始時点で世帯の状況が変わる場合は必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談してください。

Q₅

（年度途中の利用希望の場合）6月からの仕事に内定し、7月からの利用を希望しています。ランクはどうなりますか？

利用調整におけるランク等の判定を行う基準日は、4月からの利用申請を除き、利用を希望する月の前々月の末日となります。7月利用希望の場合、基準日である5月末日には就労の実績がなかったこととなります。そのため、「内定」のランクとなります。なお、利用が決まっていない方は、就労を開始してから、実績が記入された就労（予定）証明書を追加で提出することで、利用調整のランク等が変更となる場合があります。

Q₆

育児短時間勤務をしています。ランクはどうなりますか？

育児短時間勤務により、勤務時間が短縮されている場合は、短縮前の時間（労働契約上の就労時間）によりランク判定を行います。ただし、就労日数については、勤務時間を短縮している場合であっても、育児短時間勤務による日数の減少がない場合、原則として直近の就労実績で判定します。

幼稚園の入園申込をしながら、保育所等を併願できますか？

Q₇

幼稚園の入園申込をしながら、保育所等を併願することは可能です。その場合、区役所に対して給付認定申請（法第 19 条 2 号認定）と保育所等の利用申請を行うとともに、幼稚園に申請を行っていただきます。必要な申請については、利用する幼稚園・預かり保育の利用希望によって異なりますので、詳しくは各利用案内をご確認ください。また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園へ必ず連絡してください。

なお、幼稚園に通いながら保育所等への利用申請を継続する場合には、法第 19 条 2 号認定のまま幼稚園を利用することができます。（特例給付）

副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？

Q₈

新たな手続きは不要です。

なお、副食費の免除については利用料通知書によってお知らせします。

欠席した場合、利用料は日割計算されますか？

Q₉

欠席については、理由・日数にかかわらず日割計算はされません。

利用申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、利用調整の結果は保留となりますか？

Q₁₀

「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、利用調整の優先順位は下がりますが、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは、利用内定となります。

育児休業給付金の手続きについて教えてほしい。

Q₁₁

育児休業給付金の手続きについては、勤務先の担当者またはハローワークにお問合せください。

<コラム> 保育所等を保留になった場合に、無償化対象施設・事業の利用を検討されている方へ

「無償化対象施設・事業の利用における給付認定の手続きについて」

無償化対象施設・事業（認可外保育施設等や、幼稚園等の預かり保育などをいう。以下「無償化対象施設」）を利用し、無償化の給付を受けるためには、保育所等の利用申請時の認定とは別の認定（法第 30 条の 4 2 号／3 号認定）が必要です。手続きの詳細は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

15 延長保育について

「保育短時間」認定のお子さんは、保育所等が定める保育時間（8時間）を超える時間帯、「保育標準時間」認定のお子さんは、保育所等が定める保育時間（11時間）を超える時間帯に保育を必要とする事由がある場合、「延長保育」が利用できます。利用料とは別に、延長保育料と間食（おやつ）代、夕食代が必要です。

（1） 事前申請

延長保育の利用を希望する方は、事前に各保育所等へお申し込みください。原則、月単位での利用申込みとなりますが、あらかじめ利用日数が10日以内であることがはっきりしている場合には、10日以内での事前登録も可能です。

利用にあたっては、各保育所等の承諾が必要です。

（2） 延長保育料、間食（おやつ）代、夕食代

延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。また、利用する時間帯により、間食（おやつ）、夕食を提供しますので、その場合は、間食（おやつ）代、夕食代を実費負担していただきます。

具体的な延長保育料、間食（おやつ）代、夕食代については、各保育所等にお問い合わせください。

（3） 利用にあたっての注意

延長保育実施のためにあらかじめ職員配置等の準備を行うことから、延長保育の利用にあたっては事前に申し込む必要があります。申請後実際に利用していなくても、1か月もしくは10日分の延長保育料および実費をご負担いただきます。

延長保育は、実施している保育所等と実施していない保育所等があります。また、申込方法や利用の可否、延長保育で対応できる開所の時間等、詳細は保育所等により異なります。そのため、各保育所等に事前にお問い合わせいただく等、状況を確認の上、利用申請をお願いします。

16 給食について

（1） 認可保育所、認定こども園（保育利用）

3歳未満児は主食（ごはん・パン等）と副食（おかず・おやつ・牛乳等）の完全給食、3歳以上児はおかずのみの副食給食を実施しています。なお、全ての年齢で完全給食を実施している保育所等もあります。

3歳以上児については、利用料以外に主食・副食代として実費負担が発生します。詳細は保育所等によって異なりますので、利用を希望する保育所等へお問い合わせください。

（2） 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

基本的には施設内で給食を調理することになっています（一部、外部からの搬入も認めています）。家庭的保育事業は、お弁当を持参していただく場合もあります。

給食の実施については事前に施設・事業にご確認ください。

17 利用開始後の確認事項

(1) 現況届出書について

保育所等を利用している方は、保育の必要性が継続していることを、毎年、横浜市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、保育所等の利用ができなくなることがあります。現況届出書や就労（予定）証明書等、必要な書類を必ず提出してください。

※詳細は令和3年4～6月ごろ、横浜市ウェブサイトにてお知らせします。

(2) 他の保育所等へ転園を希望する場合

お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請が必要です。申請に必要な書類や日程等は新規に申請する方と同様です（P9～18）。保育を必要とする状況を証明する書類については、申請時点の最新のを新たに提出してください。

また、転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要です。

なお、令和3年度の利用申請は、令和4年3月まで有効のため、転園の希望がなくなった場合、申請の取下げが必要です。（P12(3)）

※育児休業中に転園申請される方へ

原則育児休業中の転園の申請はできません（復職時の申請を除く）ので、注意してください。育児休業中に保育所等の転園申請を行い、転園が内定した場合は、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。

(3) 保育所等を利用中に横浜市外へ転出し、横浜市内の保育所等を利用継続する場合

事前に、利用している保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に相談してください。

その上で、「認定取消申請書」「利用取消申請書」を提出し、支給認定証（交付を受けていた場合に限る）を返却してください。

また、転出先の市区町村で給付認定を受け、横浜市の保育所等を利用継続するための手続きが必要になります。

(4) 保育所等を退園する場合

最終登園日が決まったら、利用している保育所等に連絡の上、事前に「利用取消申請書」を保育所等のある区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。提出が遅れると提出日までの利用料がかかる場合※があります。

※【退園時の利用料日割り計算】

利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25

また、今後、給付認定が必要ない場合には、「認定取消申請書」も提出の上、支給認定証（交付を受けていた場合に限る）を返却してください。

18 横浜保育室について

「横浜保育室」は、横浜市が設けた基準（保育料、保育環境、保育時間等）を満たし、横浜市が独自に認定している認可外保育施設です。

※児童福祉法により定められた保育所（いわゆる認可保育所）ではありません。

保育環境	<p>ア 市内在住の2歳児以下のお子さんを助成対象とした施設です。 (年齢は令和3年4月1日時点)</p> <p>※ 3歳児以上のお子さんの受入れを行っている施設もあります。</p> <p>※ 横浜保育室の卒園児が、認可保育所等に利用申請をした場合は、利用調整の際に優先順位を高く（1ランクアップ、調整指数+5）しています。</p> <p>イ 2歳児以下のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。</p> <p>ウ 全施設で給食を実施しています。</p>																																		
基本保育時間	<p>平日：午前7時30分～午後6時30分</p> <p>土曜日：午前7時30分～午後3時30分</p> <p>☆延長保育、休日保育を行っている施設もあります。</p>																																		
申込方法	<p><u>施設との直接契約</u>になります。契約内容、保育内容等を施設に確認の上、直接お申し込みください。</p> <p>※ 別途、利用開始前に教育・保育給付認定申請（P6～8）が必要です。</p>																																		
保育料の助成対象条件	<p>横浜市在住で、認可保育所等の認定事由と同様です。（詳細はP19、20を参照ください。）</p>																																		
保育料	<p>2歳児以下のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。</p> <p>※ 世帯の市民税額の合計に応じて保育料を最大58,100円まで段階的に軽減します。</p> <p>※ 横浜保育室、認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、幼稚園等を利用するきょうだいがいる場合は、2人目の児童について2歳児以下は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が軽減されます。</p> <p>2歳児以下で3人目以上の児童は、月極保育料が無料になります。</p> <p>※ 保育料以外の実費負担については、施設にご確認ください。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市民税 所得割額 (負担区分) ※市民税については、P25をご参照ください。</th> <th rowspan="2">軽減額 (上限)</th> <th colspan="2">軽減後の保育料 (月額)</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>228,901円以上(D15以上)</td> <td>0円</td> <td>58,100円(上限)</td> <td>40,100円(上限)</td> </tr> <tr> <td>174,901円以上 228,900円以下(D12～D14)</td> <td>10,000円</td> <td>38,100円～48,100円</td> <td>20,100円～30,100円</td> </tr> <tr> <td>120,601円以上 174,900円以下(D9～D11)</td> <td>20,000円</td> <td>28,100円～38,100円</td> <td>10,100円～20,100円</td> </tr> <tr> <td>77,101円以上 120,600円以下(D6～D8)</td> <td>30,000円</td> <td>18,100円～28,100円</td> <td>5,100円～10,100円</td> </tr> <tr> <td>48,601円以上 77,100円以下(D3～D5) ※E3,E4,E5含む</td> <td>第1子40,000円 第2子35,000円</td> <td>8,100円～18,100円</td> <td>3,100円～5,100円</td> </tr> <tr> <td>1円以上 48,600円以下(C～D2) ※E0,E1,E2含む</td> <td>第1子50,000円 第2子37,000円</td> <td>5,000円～8,100円</td> <td>0円～3,100円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯(A～B)</td> <td>58,100円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保育料は令和2年度の設定です。令和3年度については3月下旬に決定します。</p>		市民税 所得割額 (負担区分) ※市民税については、P25をご参照ください。	軽減額 (上限)	軽減後の保育料 (月額)		第1子	第2子	228,901円以上(D15以上)	0円	58,100円(上限)	40,100円(上限)	174,901円以上 228,900円以下(D12～D14)	10,000円	38,100円～48,100円	20,100円～30,100円	120,601円以上 174,900円以下(D9～D11)	20,000円	28,100円～38,100円	10,100円～20,100円	77,101円以上 120,600円以下(D6～D8)	30,000円	18,100円～28,100円	5,100円～10,100円	48,601円以上 77,100円以下(D3～D5) ※E3,E4,E5含む	第1子40,000円 第2子35,000円	8,100円～18,100円	3,100円～5,100円	1円以上 48,600円以下(C～D2) ※E0,E1,E2含む	第1子50,000円 第2子37,000円	5,000円～8,100円	0円～3,100円	非課税世帯(A～B)	58,100円	0円	0円
市民税 所得割額 (負担区分) ※市民税については、P25をご参照ください。	軽減額 (上限)			軽減後の保育料 (月額)																															
		第1子	第2子																																
228,901円以上(D15以上)	0円	58,100円(上限)	40,100円(上限)																																
174,901円以上 228,900円以下(D12～D14)	10,000円	38,100円～48,100円	20,100円～30,100円																																
120,601円以上 174,900円以下(D9～D11)	20,000円	28,100円～38,100円	10,100円～20,100円																																
77,101円以上 120,600円以下(D6～D8)	30,000円	18,100円～28,100円	5,100円～10,100円																																
48,601円以上 77,100円以下(D3～D5) ※E3,E4,E5含む	第1子40,000円 第2子35,000円	8,100円～18,100円	3,100円～5,100円																																
1円以上 48,600円以下(C～D2) ※E0,E1,E2含む	第1子50,000円 第2子37,000円	5,000円～8,100円	0円～3,100円																																
非課税世帯(A～B)	58,100円	0円	0円																																
その他	<p>「一時保育」を実施している施設もあります。</p> <p>パート就労、病気、冠婚葬祭、その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。利用料金、利用条件、サービス内容は各施設により異なります。</p> <p>ご不明な点は、各施設へ直接お問い合わせください。</p>																																		

※ 横浜市民が川崎認定保育園を利用した場合の保育料の軽減助成について

横浜市と川崎市は、待機児童対策の促進を目的に「待機児童対策に関する連携協定」を締結しています。横浜保育室と川崎認定保育園の相互利用を進めるため、横浜市民が川崎認定保育園を利用した場合も、保育料軽減助成の対象としています。川崎認定保育園は、川崎市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、市から運営費の助成を受けている保育施設です。

横浜保育室を利用している方または利用予約をしている方で、他の保育所等の利用が決まった方は、利用の取消について横浜保育室に速やかにご連絡ください。横浜保育室の利用をお待ちの方も多数いらっしゃいますので、ご協力をお願いいたします。

19 幼稚園・認定こども園での預かり保育について

働きながら幼稚園・認定こども園（教育利用）に通わせたい、保育所以外にも預けられるところを探しているという保護者の方の要望に応え、正規の教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間中も在園児を受け入れる幼稚園・認定こども園が多くあります。

その中でも、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業は、横浜市が定めた基準（実施日、時間、職員配置等）を満たす、横浜市内の幼稚園・認定こども園が実施しています。

詳しくは、各幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。

●横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（以下、市型預かり保育）について

（１）利用要件

市型預かり保育を実施する園に通い、横浜市から給付認定を受けたお子さんが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、利用することができます。

保護者の状況	利用期間
会社や自宅を問わず、月 48 時間以上働いているとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間
病気・けがや障害のため保育が必要なとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月 48 時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき(求職中)	3か月以内
大学や職業訓練校などに月 48 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで

（２）開設日、時間等

月～金曜日まで預かり保育を実施する「平日型」と、平日に加え土曜日も預かり保育を実施する「通常型」があります。

	平日型	通常型
開設日、時間	月～金 7:30～18:30※	月～金 7:30～18:30※ 土 7:30～15:30
長期休業期間の実施	○	○
休園日	土曜、日曜、祝日、12/29～1/3 夏休み期間中に最大5日間休園	日曜、祝日、12/29～1/3

※一部の園では、18:30以降も延長して預かり保育を行っています。

（３）利用料

3歳児から5歳児のお子さん、満3歳児で市民税非課税世帯のお子さんの利用料は、幼児教育・保育の無償化により0円となります。

なお、満3歳児の市民税課税世帯は、無償化の対象外です。その場合の利用料は、月額上限9,000円です。詳細は、（４）の横浜市ウェブサイトをご確認ください。

（４）市型預かり保育の情報

認定している幼稚園・認定こども園の一覧や満3歳児の利用料金表等を掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/hojo/youchien-azukari.html>

（５）問い合わせ先

各幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。

20 その他の保育サービス

※ 24 時間型緊急一時保育、病児保育、病後児保育については、個別のリーフレットをご覧ください。
(実施保育所はいずれも令和2年7月現在です。)

内容		実施保育所／お問合せ先		利用方法
一時保育 (月～土)	<p>月～土に認可保育所等(注)を利用していないお子さんの保護者が、パート勤務、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で、一時的に保育できないときに、利用できます。</p> <p>注・・・認可保育所・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)・横浜保育室</p> <p><利用限度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非定型保育(就労等)・・・週3日または月120時間以内 ・緊急保育 ……1回に連続して14日以内 ・リフレッシュ保育 ……1回のお申し込みにつき1日以内 	<p>実施園は、横浜市ウェブサイトにてご確認くださいか、各区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。</p> <p>≪横浜市ウェブサイト≫ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/ichijiannai.html</p>		<p>直接保育所に申込み</p> <p>※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。</p>
24 時間型 緊急一時保育	<p>突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなったときに利用できます。</p>	<p>あおぞら保育園 (神奈川区) 045-488-5520</p> <p>港南はるかぜ保育園 (港南区) 045-849-1877</p>	<p>直接保育所に申込み</p>	
病児保育	<p>生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)までの病期中または病気回復期の児童を病初期の段階から医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが一時的に保育します。</p>	<p>病児保育室こもれび (鶴見区) 070-5551-8121</p> <p>病児保育室 ママン プール (鶴見区) 045-582-5855</p> <p>おおぐち病児保育室 (神奈川区) 045-402-3054</p> <p>横浜こども病児保育室レインボー (西区) 045-548-8575</p> <p>横浜市病児保育室ベイキッズ(中区) 070-4431-1188</p> <p>病児保育室ベアルーム (港南区) 045-842-0420</p> <p>病児保育室アニモ (保土ヶ谷区) 045-336-2264</p> <p>病児保育室エンジェルキッズ (保土ヶ谷区) 045-465-6196</p> <p>病児保育室あさひ (旭区) 045-444-8742</p> <p>病児保育室サンクリキッズ (旭区) 045-744-7656</p> <p>横浜病児保育室FINE (磯子区) 045-355-0526</p> <p>病児保育室ラパンノアール (磯子区) 045-830-0767</p> <p>病児保育室かんがるーむ (金沢区) 045-374-5761</p> <p>くりっこ病児保育室 (港北区) 045-542-6941</p> <p>病児保育室アクアマリン (港北区) 045-718-6730</p> <p>みどり病児保育室 (緑区) 045-933-6177</p> <p>横浜市あざみ野病児保育室 (青葉区) 045-909-0510</p> <p>おひさま病児保育室 (都筑区) 045-595-1233</p> <p>病児保育室わかば (都筑区) 045-593-4150</p> <p>病児保育室Ami (戸塚区) 045-392-3024</p> <p>戸塚共立ひかり病児保育室 (戸塚区) 045-871-1262</p> <p>しんぜん病児保育室 (泉区) 045-435-5580</p> <p>病児保育室亀の子ハウス (瀬谷区) 045-442-3715</p>	<p>直接実施医療機関に申込み</p> <p>※実施医療機関に事前の利用登録が必要です。</p>	
病後児保育	<p>生後6か月から小学校6年生(施設により小学校3年生)までの病気回復期の児童を専用の病後児保育室で、看護師等の専門スタッフが一時的に保育します。</p>	<p>あおぞら第2 保育園 (神奈川区) 045-413-1114</p> <p>睦町保育園 (南区) 045-341-0306</p> <p>洋光台中央福澤保育センター (磯子区) 045-831-7173</p> <p>きらら保育園 (金沢区) 045-790-3440</p>	<p>直接保育所に申込み</p> <p>※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。</p>	

乳幼児一時預かり事業	急な仕事、きょうだい児の用事、リフレッシュなど、理由を問わずに一時的にお子さんを預けることができます。 (実施時間は施設ごとに異なります。)	まめっこひろば (鶴見区)	045-582-3553	直接施設に申込み ※利用を希望する保育所に事前の利用登録が必要です。
		実遊保育園つるみ一時保育室 (鶴見区)	045-642-6228	
		SKY KID 保育園一時保育室 (神奈川区)	045-642-7774	
		スターチャイルド 《横浜一時預かり》 (神奈川区)	045-328-1250	
		ひよこの保育園 (西区)	045-312-9202	
		徳育キッズビレッジ山下町 (中区)	045-225-8699	
		キッズパートナー横浜市役所 一時保育室 (中区)	045-663-1296	
		ピースランド保育園 (南区)	045-260-3117	
		BeeKidsClub 金沢文庫園 (金沢区)	045-788-9226	
		くじら保育園 (港北区)	045-562-6718	
		港北区子育て支援 ワーカーズコレクティブ ココット (港北区)	045-565-0322	
		託児室あいあい (港北区)	045-402-3612	
		十日市場ひよこ園 (緑区)	045-532-3350	
		一時預かりのおへや ここ・はっぴい (青葉区)	045-507-6872	
		子どもミニデイサービスまーぶる (青葉区)	045-975-2309	
		パレット一時預かり保育室なないろ (青葉区)	045-530-5890	
		ピノキオ保育園藤が丘園 (青葉区)	045-973-2543	
		子育て子育て支援センター 一時保育さんぽ (都筑区)	045-532-9960	
		子育て子育て支援センター ぼっぼ (都筑区)	045-914-6272	
		フェアリーランド横浜仲町台 (都筑区)	045-500-9775	
鳩の森愛の詩ともものおうち (泉区)	045-800-0301			
OYAKO CLUB チューリップ保育室 (栄区)	045-894-6262			
コアの木保育園 (戸塚区)	045-864-2226			
保育ルーム「くくる」 (瀬谷区)	045-489-4550			
保育ルーム「ばおぼ」 (瀬谷区)	045-364-3508			

21 休日保育・休日の一時保育について

お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でお子さんの保育ができないときは、保育所等でお子さんをお預かりする「休日保育」・「休日の一時保育」をご利用ください。年末年始に実施している施設もあります。

● ご利用いただける方

(1) 休日保育

法第19条における2号/3号の給付認定を受け、平日(月～土曜日)に、認可保育所・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(地域枠)を利用して、休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さん。

※ 平日の利用理由と休日の利用理由が異なる場合は、休日の一時保育の利用となります。

(2) 休日の一時保育

ア～ウのいずれかに該当する休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さん。

ア 休日保育の対象となるお子さん以外で、お仕事(就労・就学、職業訓練など)の都合により、休日等の保育が必要となるお子さん

イ 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日等に保育が必要となるお子さん

ウ 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日等に保育を必要とするお子さん

※ 休日保育の対象となるお子さんでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない場合は、休日の一時保育の利用となります。

利用方法や実施施設等は「休日保育・休日の一時保育のご案内」や横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ichiji/kyuujitsu.html>

22 市立保育所の民間移管について

☆横浜市立保育所の民間移管について☆

市立保育所の利用を希望される方は、在園中に保育所の運営主体が横浜市から社会福祉法人等に移管されることがあります。あらかじめご了承ください。

*民間移管って何？

横浜市立保育所の運営主体が、社会福祉法人等の民間法人に変わることを「民間移管」といいます。運営主体は変わりますが、児童福祉法に定める認可保育所であることは変わりません。平成16年度から市立保育所の民間移管を進め、これまでに55園を社会福祉法人に移管しました。

*民間移管で何が変わるの？

→①多様な保育ニーズに対応します。

(一部の内容については、既の実施している市立保育所もあります。)

《市立保育所と同じ》

- 利用料（保育料）
- 基本的な保育内容
- 障害児保育

+

●開所時間の延長

平日：7時～20時

※19時以降も利用する場合は「夕食」が提供されます。

土曜：7時～18時30分

※土曜日も給食が提供されます。

●一時保育（利用児童以外の保護者が対象）

保護者の急な病気や冠婚葬祭等の時に利用できます。

●その他

利用者のニーズに応じて、きめ細かなサービスを実施します。



→②園の職員がかわります。

移管後は、園長を含む職員（保育士等）は民間法人の職員にかわります。子どもたちに保育環境の変化による負担を与えないよう、移管前の1年間をかけて、保育内容や一人ひとりの特性を踏まえた関わりについて引き継いでいきます。

*これから民間移管される園はどこですか？

令和3年4月に移管される予定の園

滝頭保育園（磯子区）、荏田北保育園（青葉区）、茅ヶ崎保育園（都筑区）、俣野保育園（戸塚区）

令和4年4月に移管される予定の園

三春台保育園（南区）、野庭保育園（港南区）、白根保育園（旭区）、竹山保育園（緑区）

※ 令和5年度の予定については、次ページをご覧ください。

市立保育所の民間移管 今後の事業計画について

横浜市では、お子さんの健やかな成長のため、市内の保育施設が連携をして「保育の質の向上」に取り組んでいます。

現在、保育ニーズが多様化し、子育てを取巻く状況も変化していることから、今後、市立保育所と民間保育所がそれぞれの役割を持って、より質の高い保育を提供できるよう取組を進めていく必要があります。

このため、横浜市では、市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」として指定し、地域の民間保育所等との「つなぎ役」となるネットワーク専任保育士を順次配置するなど、保育施設全体の保育の質の向上に取り組んでいます。

「ネットワーク事務局園」以外の市立保育所については、民間移管等の対象とし、平成27年2月に今後の中長期的な事業計画を策定しました。

移管等対象園については次のとおりです。

<移管等対象園> (園名は行政区順) (丸数字は移管年度)

移管等対象園
③滝頭(磯子)、③荏田北(青葉)、③茅ヶ崎(都筑)、③俣野(戸塚)
④三春台(南)、④野庭(港南)、④白根(旭)、④竹山(緑)
上大岡東(港南)、向台(保土ヶ谷)、釜利谷(金沢)
菊名(港北)、舞岡(戸塚)、上郷、公田(栄)

※令和5年度の移管予定園については、下記HPにて公表しております。

※令和6年度の移管予定園については、令和3年度中に随時HP等でお知らせします。

<市立保育所 ネットワーク事務局園一覧>

区名	保育所名	区名	保育所名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曽根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋

《民間移管事業のことを詳しく知りたい方は》

民間移管事業のあらましをまとめた「実施基準」と、これまでの取組を検証した「検証結果報告書」を、横浜市ウェブサイトでご覧いただけます。

※ 「市立保育所の民間移管」 URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikan/>



23 お問い合わせ先

書類の書き方、受付の日程のお問合せは、専用ダイヤルへ



専用ダイヤル

電話：045-664-2607 FAX：045-840-1132

開設期間：令和3年1月26日（火）まで

（ただし、令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）は除く）

開設時間：午前8時から午後8時まで（土日祝日を含む）

その他のお問合せは、各区役所子ども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時45分から午後5時15分まで】

※ 区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分までです。

区	電話	FAX
鶴見	045-510-1816	045-510-1887
神奈川	045-411-7157	045-321-8820
西	045-320-8472	045-322-9875
中	045-224-8172	045-224-8159
南	045-341-1149	045-341-1145
港南	045-847-8498	045-842-0813
保土ヶ谷	045-334-6397	045-333-6309
旭	045-954-6173	045-951-4683
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7795	045-788-7794
港北	045-540-2280	045-540-2426
緑	045-930-2331	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2422
都筑	045-948-2463	045-948-2309
戸塚	045-866-8467	045-866-8473
栄	045-894-8463	045-894-8406
泉	045-800-2413	045-800-2513
瀬谷	045-367-5782	045-367-2943

利用案内・様式のダウンロードなど

《横浜市ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>

